**◆償却資産申告のよくある質問◆**

**Q　：**　太陽光発電設備は償却資産の申告の対象になりますか。

**A　：**太陽光発電設備は償却資産に該当しますので、申告の対象になる場合が

あります。

　　**【申告の対象になる方】**

　**・法人**

事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく償却資産とし

て申告の対象となります。

　　**・個人（個人事業主）**

　　　店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電

設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となりますので、売電

の有無に関係なく償却資産として申告の対象になります。

　　**・個人（住宅用）**

　　　住宅用太陽光発電設備を事業の用に供している場合は、償却資産として

申告の対象となります。

また、10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申

告が必要となります。

**Q　：**耐用年数がわからない場合は、どうすればよいですか。

**A　：**「法定耐用年数」が財務省令で定められていますので、「減価償却資産

の耐用年数等に関する省令の別表をご覧ください。

電子政府の総合窓口e₋GOV（イーガブ）のサイト（[https://www.e₋gov.go.jp](https://www.e-gov.go.jp)）

で、「減価償却資産の耐用年数」を検索するとご覧いただけます。

**Q　：**中古資産を購入しましたが、耐用年数について教えてください。

**A　：**中古資産はすでにある程度の年数に渡って事業の用に供されており、

通常の法定耐用年数を適用することが妥当でないと判断される場合が

多くあります。そこで購入者が事業の用に供した時以後の使用が可能

である年数を見積もり、その年数を耐用年数とすることができます。

また、使用可能年数の見積もりが困難な場合は、「簡便法」により耐用

年数を求めます。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/index.htm>）

「中古資産の耐用年数」でご確認下さい。

**Q　：**リース資産は誰が申告すればよいですか。

**A　：**リース契約の内容により異なります。

**・一般的な賃貸借契約の場合**

リース期間終了後、資産が貸主（リース会社など）に返還される場合は、

**貸主が申告**することになります。

借主は償却資産申告書の「15 借用資産（有・無）」欄の「有」を○で囲み、

「貸主の名称等」にリース会社等の名称を記入してください。

※なお、リース会計基準の変更に伴い、平成20年4月1日以後に契約を締結する

「所有権移転外ファイナンス・リース取引」が税務会計上は売買取引として扱わ

れ、借主が減価償却を行う者になる場合が生じますが、固定資産税（償却資産）

では、これまでどおり、リース資産の貸主が法的な所有者とみなされますので、

資産の貸主が申告することになります。

**・所有権留保付割賦販売契約の場合**

　　リース期間中、資産の所有権を貸主にとどめておき、リース期間終了後、

借主に無償又は名目的な対価で所有権が移転する場合は、**借主が申告**

することになります。

**Q　：**　現在、使用していない機械（償却資産）がありますが、これも申告する

必要がありますか。

**A　：**現在、使用していない資産であっても、本来的に事業の用に供すること

ができる状態の資産は、固定資産税の対象に含まれますので申告が必要

となります。

**Q　：**事業を廃止・閉鎖した場合にも申告は必要ですか。

**A　：**事業を廃止・閉鎖した場合にも、その旨を申告していただくようにお願

いしています。

その際は、申告書の備考欄に「閉鎖・廃業・転出等」の理由とその日付を

記載してください。